

報告第28号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例
小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和3年小田原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第10条の2の2第4項」を「第10条の3第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月26日から施行する。

令和 3 年 7 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

建築士法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。